

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・公有水面埋立ての竣功認可（3件）	漁 港 漁 場 課
・農業改良資金未収金回収業務委託	農 業 経 営 課
・競争入札の参加者の資格等（2件）	建 設 企 画 課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定	砂 防 課
◎ 公 告	
・令和4年度毒物劇物取扱者試験の実施	薬 務 行 政 室
・令和4年度技能検定試験（随時3級）の実施	雇 用 労 働 政 策 課
・肥料登録有効期間の更新	農 産 園 芸 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・土地改良区定款変更認可	"
・一般競争入札の実施（2件）	建 設 企 画 課
・測量の実施	"
・測量の終了（4件）	"
◎ 選挙管理委員会告示	
・令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨	選挙管理委員会書記室
・令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙(五島市選挙区)における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨	"
・令和4年2月20日執行の長崎県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨	"
・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数について	"

告 示

長崎県告示第334号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和4年5月10日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 五島市
所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号
代表者氏名 五島市長 野口 市太郎

代表者住所 長崎県五島市福江町1番1号

3 埋立ての区域

- (1) 位 置 【1工区】五島市奈留町船廻字汐入938番1から字汐入938番4に隣接する白地に至る地先
【2工区】五島市奈留町船廻字江川468番3から字江川468番3に隣接する白地に至る地先
【3工区】五島市奈留町船廻字江川468番1に隣接する里道地先白地から字瀬貝尻460番2に至る地先
【4工区】五島市奈留町船廻字瀬貝尻459番2から字瀬貝尻446番1に至る地先

(2) 区 域 省略(閲覧図書のとおり)

(3) 面 積 2,120.68平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地、水路敷、道路付帯用地

5 埋立免許年月日及び番号

昭和62年1月13日付け長崎県指令61漁計許第60号

6 閲覧場所

長崎県五島市福江町1番1号 五島市役所

長崎県告示第335号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 埋立ての竣功認可年月日 令和4年5月10日

2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名

名 称 五島市

所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号

代表者氏名 五島市長 野口 市太郎

代表者住所 長崎県五島市福江町1番1号

3 埋立ての区域

(1) 位 置 五島市奈留町泊字奈木道浜657番2に隣接する里道から字奈木道浜652番2に至る地先

(2) 区 域 省略(閲覧図書のとおり)

(3) 面 積 6,312.76平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許年月日及び番号

昭和56年11月13日付け長崎県指令56漁計許第35号

6 閲覧場所

長崎県五島市福江町1番1号 五島市役所

長崎県告示第336号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 埋立ての竣功認可年月日 令和4年5月10日

2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名

名 称 五島市

所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号

代表者氏名 五島市長 野口 市太郎

代表者住所 長崎県五島市福江町1番1号

3 埋立ての区域

- (1) 位 置 【1工区】五島市奈留町浦字飯盛ノ下1351番1から1337番に隣接する白地に至る地先
【2工区】五島市奈留町浦字飯盛ノ下1337番に隣接する白地から字白崎1302番に隣接する里道
に隣接する白地に至る地先

(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面 積 1,272.48平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地、水路敷

5 埋立免許年月日及び番号

平成8年3月27日付け長崎県指令7漁計許第57号

6 閲覧場所

長崎県五島市福江町1番1号 五島市役所

長崎県告示第337号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和4年4月1日

2 受託者の住所及び氏名

- (1) 長崎市興善町6番7号
長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 山川 重幸
- (2) 島原市萩原二丁目5192番地1
島原雲仙農業協同組合 代表理事 苑田 康治
- (3) 佐世保市吉井町立石12番地1
ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 田中 芳秀

3 委託事務

農業改良資金貸付金に係る償還金及び未収金の収納事務

4 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

長崎県告示第338号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務名

電子入札システム再開発・運用管理業務委託
（委託業務番号 4債建企委第11号）

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

- (5) この告示の日から開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (6) この告示の日から開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日以前6月から開札期日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (8) この告示の日から開札期日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法、又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可が決定された者を除く。）
- (9) 次に掲げる要件を満たしていない者
 - ア 平成24年度以降に、電子入札コアシステム（電子入札システムと同等のものも含む。）を用いた更新系システムの開発（導入・構築を含む。）業務について、元請けとして国又は地方公共団体と締結した契約を完了させた実績を有すること。
 - イ 平成24年度以降に、電子入札コアシステム（電子入札システムと同等のものも含む。）を用いた更新系システムの開発（導入・構築を含む。）業務を完了させた実績を有する技術者を本業務の管理技術者として配置できること。なお、管理技術者は、本業務の契約期間中に受注者と直接的な雇用関係がなければならない。

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(9)までのいずれかに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (3) 審査事項は、2の要件とし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度とする。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請時期 この告示の日から、令和4年5月30日（月）までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。なお、提出書類は原本とし、競争入札参加資格審査申請日から3月以内に発行されたものとする（イ、ケ及びコを除く。）。
 - ア 誓約書（様式第2号）
 - イ 営業概要書
 - ウ 法人にあっては、登記簿謄本
 - エ 個人にあっては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - オ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - カ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - キ 印鑑届（様式第3号）
 - ク 口座振替申込書（様式第4号）
 - ケ 業務実績表（様式第5号）
2の(9)の(ア)に掲げる業務実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）及び業務内容が2の(9)の(ア)に掲げる実績を満たすことが分かる書類（仕様書等）を添付すること。
 - コ 配置予定技術者の資格及び経験（様式第6号）
2の(9)の(イ)に掲げる配置予定技術者の実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写

し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）、業務内容が2の(9)のイに掲げる実績を満たすことが分かる書類（仕様書等）及び配置予定技術者の役割が分かる書類（従事職名、業務体制における位置付け、役割が分かる配置予定技術者の通知書、業務計画書等）を添付すること。

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第7号）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の規定により定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

[住所] 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

[名称] 長崎県土木部建設企画課技術情報班

[電話] 095-894-3023

[FAX] 095-894-3461

(6) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、受注実績を証する書類を提出した者は、長崎県に対し、受注実績を証する書類に記載のある相手方への事実確認のための照会を行うことを許諾したものとみなす。

(7) その他

ア 郵送による交付は行わない。

イ 郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による提出は可とする。ただし、令和4年5月30日午後5時必着とする。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第9号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年3月31日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第10号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 使用印鑑

(5) 委任事項

(6) 金融機関取引口座

(7) 電話番号

8 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相手方である新たな事業者へ承継させたいときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第11号）に、別に定めるところにより関係書類を添えて提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

(1) 合併（会社法第748条）、吸収分割（同法第757条）若しくは新設分割（同法第762条）をしようとする場合若しくはした場合又は事業譲渡（同法第467条）若しくは営業権の移行をしようとする場合若しくはした場合

(2) 営業譲渡（商法（明治32年法律第48号）第15条第1項）をしようとする場合若しくはした場合又は相続等の場合

(3) 個人事業者が法人事業者となる場合又は法人事業者が個人事業者となる場合

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(5)又は(6)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又

は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

10 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適格と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適格と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適格通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

(1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間等

ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間

資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

イ 上記回答期限

苦情申立があった日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)

ウ 上記回答に対する再苦情申立期間

回答を行った日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)

(2) 問合せ先

4(5)の部局とする。

11 その他

(1) 入札制度関係要綱要領(長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等)は、長崎県ホームページに掲載する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/>

(2) 不明な点に関する問合せ先

4(5)の部局とする。

長崎県告示第339号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務名

令和4年度 長崎県公共事業技術情報システム改修業務委託
(委託業務番号 4建企委第12号)

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(5) この告示の日から開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(6) この告示の日から開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

- (7) この告示の日以前6月から開札期日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (8) この告示の日から開札期日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法、又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可が決定された者を除く。）
- (9) 次に掲げる要件を満たしていない者
- ア 平成19年度以降に、工事執行管理システム（※1）及び業者管理システム（※2）の開発（改修を含む。）業務について、元請け（特定業務委託共同企業体については、構成員を含む。）として業務を完了させた実績を有すること。なお、工事執行管理システムと業者管理システムについては、一体となっていない実績であっても、それぞれに実績があればよいものとする。
- イ 平成19年度以降に、工事執行管理システム及び業者管理システムの開発（改修を含む。）業務の実績を有する場合は開発に従事した実績を有する技術者を本業務の管理技術者として配置できること。なお、管理技術者は、本業務の契約期間中に受注者と直接的な雇用関係がなければならない。
- ※1 工事執行管理システム
公共工事の執行に伴う一連の情報（予算、業者選定、入札、契約、検査等）を一元的に管理できるシステムであり、かつ、ネットワークを介して複数の者が同時に作業できるシステム（以下「ネットワーク型システム」という。）であるもの。
- ※2 業者管理システム
公共工事の入札に参加できる有資格業者の情報を一元的に管理できるシステムであり、かつ、ネットワーク型システムであるもの。
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 2の(1)から(9)までのいずれかに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (3) 審査事項は、2の要件とし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度とする。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請時期 この告示の日から、令和4年5月30日（月）までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。なお、提出書類は原本とし、競争入札参加資格審査申請日から3月以内に発行されたものとする（イ、ケ及びコを除く。）。
- ア 誓約書（様式第2号）
- イ 営業概要書
- ウ 法人にあつては、登記簿謄本
- エ 個人にあつては、次の(㍿)及び(イ)
- (㍿) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- オ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- カ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- キ 印鑑届（様式第3号）
- ク 口座振替申込書（様式第4号）
- ケ 業務実績表（様式第5号）
- 2の(9)のアに掲げる業務実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）及び業務内容が2の(9)のアに掲げる実績を満たすことが分かる書類

(仕様書等)を添付すること。

コ 配置予定技術者の資格及び経験(様式第6号)

2の(9)のイに掲げる配置予定技術者の実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類(完了確認書等)、業務内容が2の(9)のイに掲げる実績を満たすことが分かる書類(仕様書等)及び配置予定技術者の役割が分かる書類(従事職名、業務体制における位置付け、役割が分かる配置予定技術者の通知書、業務計画書等)を添付すること。

サ 指名停止の報告に係る誓約書(様式第7号)

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の規定により定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

[住所] 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

[名称] 長崎県土木部建設企画課技術情報班

[電話] 095-894-3023

[FAX] 095-894-3461

(6) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、受注実績を証する書類を提出した者は、長崎県に対し、受注実績を証する書類に記載のある相手方への事実確認のための照会を行うことを許諾したものとみなす。

(7) その他

ア 郵送による交付は行わない。

イ 郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)による提出は可とする。ただし、令和4年5月30日午後5時必着とする。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第9号)により通知(郵送)する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年3月31日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第10号)を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 使用印鑑
- (5) 委任事項
- (6) 金融機関取引口座
- (7) 電話番号

8 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相手方である新たな事業者へ承継させたいときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書(様式第11号)に、別に定めるところにより関係書類を添えて提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

- (1) 合併(会社法第748条)、吸収分割(同法第757条)若しくは新設分割(同法第762条)をしようとする場合若しくはした場合又は事業譲渡(同法第467条)若しくは営業権の移行をしようとする場合若しくはした場合
- (2) 営業譲渡(商法(明治32年法律第48号)第15条第1項)をしようとする場合若しくはした場合又は相続等の場合
- (3) 個人事業者が法人事業者となる場合又は法人事業者が個人事業者となる場合

9 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(5)又は(6)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 10 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
競争入札参加資格がないと認められた者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適格と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適格と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適格通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。
説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間等
 - ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間
資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
 - イ 上記回答期限
苦情申立があった日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - ウ 上記回答に対する再苦情申立期間
回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
- (2) 問合せ先
4(5)の部局とする。
- 11 その他
 - (1) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）は、長崎県ホームページに掲載する。
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/>
 - (2) 不明な点に関する問合せ先
4(5)の部局とする。

長崎県告示第340号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部において縦覧に供する。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称		藤原(9)		
所在地	市町名	大字	字	地番
		佐世保市	藤原町	

公 告

令和4年度毒物劇物取扱者試験の実施（公告）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和4年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験の内容及び期日

筆記試験及び実地試験（実地試験は、実物鑑定ではなく、記述式により行う。）

令和4年8月2日（火） 午前10時から正午まで

大型台風等の災害により試験を実施することができない場合は、令和4年8月16日（火）に延期する。なお、延期した場合の試験場所は、長崎県庁（長崎市尾上町3-1）及び長崎県市町村会館（長崎市栄町4-9）とし、試験時間は、午前10時から正午までとする。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期または中止の可能性がある。

2 試験場所

長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 出願手続

- (1) 提出書類（アからウまでは所定の様式による。）

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 写真票（写真は縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートル、正面で、無帽、上半身、受験願書提出前6か月以内に撮影したものとする。裏面に氏名、生年月日を記入し、写真票に貼付のこと。）

エ 戸籍抄本又は個人番号を記載していない住民票抄本（住民票抄本の場合は本籍を記載しているものに限る。）

- (2) 提出部数

1部

- (3) 受験手数料

10,500円（長崎県収入証紙による。）

※原則、申請後の手数料は返還しません。

- (4) 受験願書受付期間

令和4年6月6日（月）から令和4年6月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする（郵送の場合は、令和4年6月17日付けの消印のあるものは有効）。

- (5) 受験願書提出先

長崎市、佐世保市及び長崎県外に居住する受験者は、長崎県福祉保健部薬務行政室（郵便番号850-8570 長崎市尾上町3-1）へ、その他に居住する受験者は、最寄りの県立保健所へ提出すること。

5 合格発表

令和4年9月2日（金）午前10時に長崎県庁玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証を送付する。また、長崎県庁ホームページにも合格者の受験番号を掲載する。なお、試験を令和4年8月16日（火）に延期した場合は、令和4年9月16日（金）に発表する。

6 その他

- (1) 受験願書の「本籍」の欄は、都道府県名（外国籍を有する者は国名）のみ記載すること。
- (2) 受験票等が確実に届くように住所には、「〇〇方」、「〇〇アパート」等、詳しく記載すること。
- (3) 受験願書の「受験の種別」の欄は受験する種別の一つを○で囲むこと。
- (4) 詳しいことは、長崎県福祉保健部薬務行政室又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。
- (5) 受験願書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（角2型、A4サイズが入る大きさ）に、請

求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封の上、請求すること。外封筒の表書きには「毒物劇物取扱者試験願書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。

- (6) 試験を延期した場合、受験場所は選べません。県で指定して、受験者には受験票とともにお知らせします。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県内に居住の方、県内に在学または勤務している方以外の受験はお控えください。毒物劇物取扱者試験は各都道府県で実施していますので、居住、在学または勤務先の都道府県で受験をお願いいたします。

令和4年度技能検定試験（随時3級）の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和4年度技能検定試験（随時3級）の実施について次のとおり公示する。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 実施職種

随時3級

鍛造（プレス型鍛造）

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

イ 実施期日

令和4年5月10日（火）から令和5年3月31日（金）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受験申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

令和4年5月10日（火）から令和5年3月31日（金）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

随時

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、随時3級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第651号	蒸製骨粉	21蒸製骨粉	窒素全量 3.0% リン酸全量 21.0%	長崎県雲仙市吾妻町 本村名982番地	有限会社 下田食品工業 代表取締役 下田 貴弘	平成22年 4月27日	令和4年 4月27日 から 令和10年 4月26日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、有喜土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

就任役員 理 事		退任役員 理 事	
氏名	住所	氏名	住所
滝 和 久	諫早市天神町1800番地	滝 和 久	諫早市天神町1800番地
山 口 豊 喜	諫早市中通町1413番地	山 口 豊 喜	諫早市中通町1413番地
立 森 和 富	諫早市早見町570番地	立 森 和 富	諫早市早見町570番地
酒 井 政 幸	諫早市天神町1632番地	酒 井 政 幸	諫早市天神町1632番地
田 中 英 智	諫早市天神町1526番地 1	田 中 英 智	諫早市天神町1526番地 1

山 口 勇	諫早市中通町1603番地	山 口 勇	諫早市中通町1603番地
藤 原 晴 久	諫早市中通町816番地	藤 原 晴 久	諫早市中通町816番地
下 村 高 男	諫早市早見町183番地 1	下 村 高 男	諫早市早見町183番地 1
宮 崎 良 満	諫早市早見町550番地	宮 崎 良 満	諫早市早見町550番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
酒 井 勝 規	諫早市天神町1365番地	酒 井 勝 規	諫早市天神町1365番地
山 崎 貞 信	諫早市中通町784番地 2	山 崎 貞 信	諫早市中通町784番地 2
下 田 オイチ	諫早市早見町534番地	下 田 オイチ	諫早市早見町534番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月15日総代会議決）を認可した。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 愛津原土地改良区
認可年月日 令和4年4月22日

一般競争入札の実施（公告）

電子入札システム再開発・運用管理業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務番号 4債建企委第11号
- (2) 委託業務名 電子入札システム再開発・運用管理業務委託
- (3) 履行場所 長崎県土木部建設企画課又は発注者が認めた場所
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 業務概要 電子入札システムの再開発及び再開発したシステムの運用管理並びに発注者及び事業者に対する業務支援
- (6) 業務の仕様等 入札説明書による。
- (7) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 1回目の入札書の提出方法は郵便（一般書留又は簡易書留）とする。なお、提出場所等については、9の入札の場所及び期日等による。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者の責に帰すことができない特別な理由による郵便遅延が発生した場合は、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度、再々度の入札を行う場合がある。このため、再度、再々度の入札に参加する意思のあるものは、必ず開札に立ち会うこと。な

お、立ち会う際には、競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和4年長崎県告示第338号）に係る資格審査結果通知書又はその写しを開札会場で提示すること。

2 入札参加資格

競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和4年長崎県告示第338号）に示した入札の参加審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

5の部局とする。

なお、郵送による交付は行わない。

(2) 提出期限、提出方法等

ア 提出期限

令和4年5月30日午後5時までとする。

イ 提出方法

5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）によりアの提出期限内必着とする。

ウ 申請に関する問合せ先

5の部局とする。

4 入札参加条件

(1) 当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることなく、確実に履行できると見込まれる者であること。

(2) 7の交付方法により入札説明書の交付を受けた者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県土木部建設企画課 技術情報班

（電話）095-894-3023

（FAX）095-894-3461

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書

ア 期間 この公告の日から令和4年5月30日までの間の午前9時から午後5時まで

イ 場所 5の部局とする。なお、郵送による交付は行わない。

(2) 入札説明書等に対する質問

ア 提出期間 この公告の日から令和4年6月13日午後5時まで（必着）

イ 提出先 5の部局とする。

(3) 質問に対する回答

ア 回答期限 令和4年6月15日まで

イ 回答方法

㍿ 個別事項は、当該者に電送（ファクシミリ）にて回答する。

㍿ 全参加者に関する事項は、入札説明書の交付を受けた者に電送（ファクシミリ）にて回答する。

(4) その他

ア 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、持参する場合は正午から午後1時までを除くものとする。

イ 入札説明会は行わない。

ウ 入札説明書等に対する質問は、書面によるものとし、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）で行うこととするが、時間的に不可能でやむを得ない場合は電送（ファクシミリ）も可とする。ただし、電送後直ちに原本を郵送すること。なお、質問者は郵送又は電送（ファクシミリ）を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

エ 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問の提出期間後の質問は受け付けない。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受理期限等

(1) 提出場所 5の部局とする。

(2) 受理期限 令和4年6月22日 午後5時まで(必着)

(3) 提出方法 郵送(一般書留又は簡易書留により受理期限内必着のこと。)

(4) 入札書について

ア 入札書の首標金額は訂正することができないこと。

イ 入札書の提出後は、書換え、撤回することができないこと。

ウ 入札書の宛名は「長崎県知事 大石 賢吾」とすること。

エ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印すること。

オ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

カ 1回目の入札書の提出(郵送)については、下記のとおり2重封筒で提出すること。

(ア) 内封筒には入札書のみを入れ、封かんの上、封筒に委託業務番号、委託業務名、開札日、商号又は名称及び代表者名を記入すること。

(イ) 外封筒には、「入札書を入れた内封筒」と「資格審査結果通知書の写し」を入れ、封かんの上、封筒の表面又は裏面に開札日、委託業務番号、委託業務名、商号又は名称、代表者名、担当者の所属、担当者の氏名及び連絡先(電話及びFAX)を記入すること。

(ウ) 内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となるので、十分注意すること。

(エ) 入札書の「年月日」欄には入札書を作成した日又は郵送した日を記入すること。

キ 1回目の入札書の提出については代理人による入札を認めないこと。

ク 2回目以降の入札書の提出(開札会場で直接提出)については、入札書の提出は郵送でなく、直接提出すること。

ケ 2回目以降の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

10 開札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟6階601会議室

(期日) 令和4年6月23日 午前10時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国(公社及び公団を含む。)との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

(ア) 3,000万円以上

(イ) 3,000万円未満1,000万円以上

(ウ) 1,000万円未満

入札保証金を納付する場合は、入札保証金納付申出書(以下「申出書」という。)を令和4年6月10日午後5時までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。申出書提出後に県より交付される保管金受入決議書兼通知書及び保管金払込書により、入札保証金を最寄りの公金取扱銀行にて納付し、銀行の領収

印が押印された領収書の写しを入札保証金納入届出書（以下「届出書」という。）に添えて令和4年6月20日午後5時までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、申出書及び届出書を郵送にて提出する場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により各々の提出期限必着とする。

入札保証金の免除手続については、入札保証金免除申請書に必要な書類を添えて令和4年6月10日午後5時までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により提出期限必着とする。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、契約金額を次の3段階に区分し判断すること。

㊦ 3,000万円以上

㊧ 3,000万円未満1,000万円以上

㊨ 1,000万円未満

12 2回目以降の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

2回目以降の入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済みの印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までに掲げる規定に該当して無効となる入札を行った者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかであるものが入札したとき。

(9) 交付を受けた入札説明書を他の入札参加希望者に提供、賃貸又は閲覧に供した者（第三者を介して行った者を含む。）が入札したとき。

(10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者

があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 契約の不締結等

落札者が、落札決定の日から契約締結の日の前日までの間において、2に掲げる告示の2に掲げる要件のいずれかに該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じて、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

16 競争入札参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適合と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適合と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適合通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

(1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間等

ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間
資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

イ 上記回答期限
苦情申立があった日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

ウ 上記回答に対する再苦情申立期間
回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

(2) 落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間等

ア 落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間
入札結果の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

イ 上記回答期限
苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

ウ 上記回答に対する再苦情申立期間
回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

(3) 問合せ先

5の部局とする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

(5) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）等は、長崎県ホームページに掲載する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/>

(6) 不明な点に関する問合せ先
5の部局等

18 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :
Operation management of Electronic bidding system.

(2) Fulfillment period:
March 31st, 2026

- (3) Fulfillment place :
To be designated by the Public Works Department of Nagasaki Prefectural Government's Construction Planning Division or place approved by the orderer.
- (4) Time-limit for tender :
5:00p.m. June 22th, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender :
10:30a.m. June 23th, 2022
- (6) Point of Contact :
Construction Planning Division, Public Works Department, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL 095-894-3023

一般競争入札の実施（公告）

令和4年度 長崎県公共事業技術情報システム改修業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務番号 4建企委第12号
- (2) 委託業務名 令和4年度 長崎県公共事業技術情報システム改修業務委託
- (3) 履行場所 長崎県土木部建設企画課又は発注者が認めた場所
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (5) 業務概要 長崎県公共事業技術情報システムの改修に係る設計業務
- (6) 業務の仕様等 入札説明書による。
- (7) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 1回目の入札書の提出方法は郵便（一般書留又は簡易書留）とする。なお、提出場所等については、9の入札の場所及び期日等による。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者の責に帰すことができない特別な理由による郵便遅延が発生した場合は、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度、再々度の入札を行う場合がある。このため、再度、再々度の入札に参加する意思のあるものは、必ず開札に立ち会うこと。なお、立ち会う際には、競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和4年長崎県告示第339号）に係る資格審査結果通知書又はその写しを開札会場で提示すること。

2 入札参加資格

競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和4年長崎県告示第339号）に示した入札の参加審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

5の部局とする。

なお、郵送による交付は行わない。

(2) 提出期限、提出方法等

ア 提出期限

令和4年5月30日午後5時までとする。

イ 提出方法

5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書

留)によりアの提出期限内必着とする。

ウ 申請に関する問合せ先

5の部局とする。

4 入札参加条件

(1) 当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることなく、確実に履行できると見込まれる者であること。

(2) 7の交付方法により入札説明書の交付を受けた者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県土木部建設企画課 技術情報班

(電話) 095-894-3023

(FAX) 095-894-3461

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書

ア 期間 この公告の日から令和4年5月30日までの間の午前9時から午後5時まで

イ 場所 5の部局とする。なお、郵送による交付は行わない。

(2) 入札説明書等に対する質問

ア 提出期間 この公告の日から令和4年6月13日午後5時まで(必着)

イ 提出先 5の部局とする。

(3) 質問に対する回答

ア 回答期限 令和4年6月15日まで

イ 回答方法

㊦ 個別事項は、当該者に電送(ファクシミリ)にて回答する。

㊧ 全参加者に関する事項は、入札説明書の交付を受けた者に電送(ファクシミリ)にて回答する。

(4) その他

ア 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、持参する場合は正午から午後1時までを除くものとする。

イ 入札説明会を行わない。

ウ 入札説明書等に対する質問は、書面によるものとし、持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)で行うこととするが、時間的に不可能でやむを得ない場合は電送(ファクシミリ)も可とする。ただし、電送後直ちに原本を郵送すること。なお、質問者は郵送又は電送(ファクシミリ)を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

エ 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問の提出期間後の質問は受け付けない。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受理期限等

(1) 提出場所 5の部局とする。

(2) 受理期限 令和4年6月22日 午後5時まで(必着)

(3) 提出方法 郵送(一般書留又は簡易書留により受理期限内必着のこと。)

(4) 入札書について

ア 入札書の首標金額は訂正することができないこと。

イ 入札書の提出後は、書換え、撤回することができないこと。

ウ 入札書の宛名は「長崎県知事 大石 賢吾」とすること。

エ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印すること。

オ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

カ 1 回目入札書の提出（郵送）については、下記のとおり2重封筒で提出すること。

（ア）内封筒には入札書のみを入れ、封かんの上、封筒に委託業務番号、委託業務名、開札日、商号又は名称及び代表者名を記入すること。

（イ）外封筒には、「入札書を入れた内封筒」と「資格審査結果通知書の写し」を入れ、封かんの上、封筒の表面又は裏面に開札日、委託業務番号、委託業務名、商号又は名称、代表者名、担当者の所属、担当者の氏名及び連絡先（電話及びFAX）を記入すること。

（ウ）内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となるので、十分注意すること。

（エ）入札書の「年月日」欄には入札書を作成した日又は郵送した日を記入すること。

キ 1 回目入札書の提出については代理人による入札を認めないこと。

ク 2 回目以降の入札書の提出（開札会場で直接提出）については、入札書の提出は郵送でなく、直接提出すること。

ケ 2 回目以降の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

10 開札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟6階601会議室

（期日）令和4年6月23日 午前10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

（ア）3,000万円以上

（イ）3,000万円未満1,000万円以上

（ウ）1,000万円未満

入札保証金を納付する場合は、入札保証金納付申出書（以下「申出書」という。）を令和4年6月10日午後5時までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。申出書提出後に県より交付される保管金受入決議書兼通知書及び保管金払込書により、入札保証金を最寄りの公金取扱銀行にて納付し、銀行の領収印が押印された領収書の写しを入札保証金納入届出書（以下「届出書」という。）に添えて令和4年6月20日午後5時までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、申出書及び届出書を郵送にて提出する場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により各々の提出期限必着とする。

入札保証金の免除手続については、入札保証金免除申請書に必要書類を添えて令和4年6月10日午後5時までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により提出期限必着とする。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、契約金額を次の3段階に区分し判断すること。

- (ア) 3,000万円以上
- (イ) 3,000万円未満1,000万円以上
- (ウ) 1,000万円未満

12 2回目以降の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

2回目以降の入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済みの印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までに掲げる規定に該当して無効となる入札を行った者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかであるものが入札したとき。
- (9) 交付を受けた入札説明書を他の入札参加希望者に提供、賃貸又は閲覧に供した者（第三者を介して行った者を含む。）が入札したとき。
- (10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 契約の不締結等

落札者が、落札決定の日から契約締結の日の前日までの間において、2に掲げる告示の2に掲げる要件のいずれかに該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

16 競争入札参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適合と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適合と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適合通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間等
 - ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間
資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - イ 上記回答期限
苦情申立があった日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - ウ 上記回答に対する再苦情申立期間
回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - (2) 落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間等
 - ア 落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間
入札結果の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - イ 上記回答期限
苦情申立があった日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - ウ 上記回答に対する再苦情申立期間
回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - (3) 問合せ先
5の部局とする。
- 17 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
 - (5) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）等は、長崎県ホームページに掲載する。
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/>
 - (6) 不明な点に関する問合せ先
5の部局等

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Operation management of Electronic bidding system.
- (2) Fulfillment period:
March 31st, 2023
- (3) Fulfillment place :
To be designated by the Public Works Department of Nagasaki Prefectural Government's Construction Planning Division or place approved by the orderer.
- (4) Time-limit for tender :
5:00p.m. June 22th, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender :
10:00a.m. June 23th, 2022
- (6) Point of Contact :
Construction Planning Division, Public Works Department, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL 095-894-3023

測定の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、壱岐振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県壱岐市郷ノ浦町里触	令和4年5月2日から 令和4年8月26日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（UAVレーザ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市、時津町	令和4年3月25日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、南島原土地改良区理事長から公共測量（見岳地区確定測量業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
南島原市西有家町 見岳地区	令和4年3月18日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、愛津原土地改良区理事長から公共測量（愛津原地区確定測量業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
雲仙市愛野町 愛津原地区	令和4年3月20日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐々町長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐々町内の一部（江里免、八口免、志方免、口石免他）	令和4年2月22日

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第21号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第一区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,122,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	初 村 滝一郎	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年8月23日から 令和3年11月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	江 島 靖 子					
収 入	円			支 出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	1,996,075	
自由民主党長崎県第一選挙区支部		5,000,000		家 屋 費		
その他の寄附		0		選挙事務所費	555,204	
その他の収入		2,000,000		集会会場費等	671,819	
				通 信 費	0	
				交 通 費	459,869	
				印 刷 費	1,925,814	
				広 告 費	1,128,140	
				文 具 費	5,559	
				食 糧 費	401,825	
				休 泊 費	0	
				雑 費	1,399,101	
今 回 計	7,000,000			今 回 計	8,543,406	
前 回 計	0			前 回 計	0	
総 計	7,000,000			総 計	8,543,406	

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,163,484円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	計	2,480,669円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第 1 回 報 告 分
----------	------------	-------------

候補者氏名	初村 滝一郎	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年11月29日から 令和3年11月30日まで	第2回分
出納責任者氏名	江島 靖子					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	0	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	0			選挙事務所費	27,830	
				集合会場費等	0	
				通信費	53,307	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	515,080	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	112,316	
今回計	0			今回計	708,533	
前回計	7,000,000			前回計	8,543,406	
総計	7,000,000			総計	9,251,939	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日		令和3年12月6日		第2回報告分		

候補者氏名	初村 滝一郎	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年12月6日から 令和3年12月10日まで	第3回分
出納責任者氏名	江島 靖子					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	0	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	0			選挙事務所費	5,104	
				集合会場費等	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	52,426	
今回計	0			今回計	57,530	
前回計	7,000,000			前回計	9,251,939	
総計	7,000,000			総計	9,309,469	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日		令和3年12月13日		第3回報告分		

候補者氏名	初 村 滝一郎	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年1月13日から 令和3年1月13日まで	第4回分
出納責任者氏名	江 島 靖 子					
収 入	円			支 出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	0	
自由民主党長崎県第一選挙区支部		301,965		家 屋 費		
その他の寄附		0		選挙事務所費	0	
その他の収入		0		集会会場費等	0	
				通 信 費	0	
				交 通 費	0	
				印 刷 費	0	
				広 告 費	0	
				文 具 費	0	
				食 糧 費	0	
				休 泊 費	0	
				雑 費	473,165	
今 回 計	301,965			今 回 計	473,165	
前 回 計	7,000,000			前 回 計	9,309,469	
総 計	7,301,965			総 計	9,782,634	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日			令和4年1月17日	第4回報告分		

候補者氏名	西 岡 秀 子	候補者届出政党 又は所属党派	国民民主党	期 間	令和3年10月4日から 令和3年11月11日まで	第1回分
出納責任者氏名	一ノ瀬 浩 史					
収 入	円			支 出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	680,000	
国民民主党		3,000,000		家 屋 費		
国民民主党長崎県第1区総支部		3,000,000		選挙事務所費	324,200	
日本造船協力集団政治連盟		200,000		集会会場費等	229,300	
長崎県地区税理士政治連盟		100,000		通 信 費	0	
茅野 丈二	医師	100,000		交 通 費	511,151	
坂野 真弓	団体役員	50,000		印 刷 費	1,580,838	
植田 浩嗣	公務員	50,000		広 告 費	2,145,280	
三丸 奈里	会社員	50,000		文 具 費	8,368	
その他の寄附		80,000		食 糧 費	376,440	
その他の収入		500,000		休 泊 費	1,680	
				雑 費	133,641	
今 回 計	7,130,000			今 回 計	5,990,898	
前 回 計	0			前 回 計	0	
総 計	7,130,000			総 計	5,990,898	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			262,850円		
	ビラの作成			475,300円		
	ポスターの作成			842,688円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			164,742円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			207,968円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			197,500円		
	計			2,151,048円		
報告書受理年月日			令和3年11月15日	第1回報告分		

候補者氏名	西岡 秀子	候補者届出政党 又は所属党派	国民民主党	期 間	令和3年11月30日から 令和3年11月30日まで	第2回分
出納責任者氏名	一ノ瀬 浩史					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	0	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	0			選挙事務所費	0	
				集会会場費等	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	290,193	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	0	
今回計	0			今回計	290,193	
前回計	7,130,000			前回計	5,990,898	
総計	7,130,000			総計	6,281,091	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日			令和3年12月3日	第2回報告分		

候補者氏名	安江 綾子	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期 間	令和3年10月14日から 令和3年11月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	原 口 一二美					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	0	
日本共産党長崎県委員会		1,211,039		家屋費		
日本共産党長崎県南部地区委員会		273,518		選挙事務所費	122,000	
その他の寄附		0		集会会場費等	0	
その他の収入		0		通信費	6,000	
				交通費	0	
				印刷費	715,880	
				広告費	571,659	
				文具費	0	
				食糧費	60,000	
				休泊費	0	
				雑費	9,018	
今回計	1,484,557			今回計	1,484,557	
前回計	0			前回計	0	
総計	1,484,557			総計	1,484,557	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日			令和3年11月12日	第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第二区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,508,900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松平浩一	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和3年8月27日から 令和3年11月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	松平亜希					
収 入	円			支 出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	1,642,500	
立憲民主党長崎県総支部連合会		500,000		家屋費		
日本弁護士政治連盟		100,000		選挙事務所費	706,500	
谷川 航仁	商業	50,000		集会会場費等	12,320	
その他の寄附		0		通信費	7,343	
その他の収入		4,296,874		交通費	414,301	
				印刷費	1,908,500	
				広告費	874,416	
				文具費	60,878	
				食糧費	485,559	
				休泊費	177,000	
				雑費	0	
今 回 計	4,946,874			今 回 計	6,289,317	
前 回 計	0			前 回 計	0	
総 計	4,946,874			総 計	6,289,317	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			269,500円		
	ビラの作成			473,200円		
	ポスターの作成			1,165,800円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			132,000円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			206,800円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			195,000円		
	計			2,442,300円		
報告書受理年月日		令和3年11月15日		第 1 回 報 告 分		

候補者氏名	松平浩一	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和3年11月16日から 令和3年11月16日まで	第2回分
出納責任者氏名	松平亜希					
収入	円	支出	円			
主たる寄附	0	人件費	120,000			
その他の寄附	0	家屋費				
その他の収入	0	選挙事務所費	204,657			
		集会会場費等	0			
		通信費	0			
		交通費	0			
		印刷費	66,000			
		広告費	0			
		文具費	0			
		食糧費	0			
		休泊費	0			
		雑費	0			
今回計	0	今回計	390,657			
前回計	4,946,874	前回計	6,289,317			
総計	4,946,874	総計	6,679,974			
支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額				
	選挙運動用通常葉書の作成	0円				
	ビラの作成	0円				
	ポスターの作成	0円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円				
	計	0円				
報告書受理年月日			令和3年11月17日	第2回報告分		

候補者氏名	松平浩一	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和3年11月26日から 令和3年12月2日まで	第3回分
出納責任者氏名	松平亜希					
収入	円	支出	円			
主たる寄附	0	人件費	0			
その他の寄附	0	家屋費				
その他の収入	0	選挙事務所費	165,000			
		集会会場費等	0			
		通信費	0			
		交通費	0			
		印刷費	140,800			
		広告費	403,400			
		文具費	0			
		食糧費	0			
		休泊費	0			
		雑費	0			
今回計	0	今回計	709,200			
前回計	4,946,874	前回計	6,679,974			
総計	4,946,874	総計	7,389,174			
支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額				
	選挙運動用通常葉書の作成	0円				
	ビラの作成	0円				
	ポスターの作成	0円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円				
	計	0円				
報告書受理年月日			令和3年12月2日	第3回報告分		

候補者氏名	加藤 竜 祥	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年10月15日から 令和3年11月4日まで	第1回分
出納責任者氏名	江 嶋 孝					
収 入	円			支 出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	908,550	
自由民主党長崎県第二選挙区支部		5,250,000		家 屋 費		
その他の寄附		0		選挙事務所費	268,700	
その他の収入		0		集合会場費等	263,327	
				通 信 費	0	
				交 通 費	118,477	
				印 刷 費	2,242,039	
				広 告 費	1,273,933	
				文 具 費	9,620	
				食 糧 費	315,612	
				休 泊 費	465,640	
				雑 費	847,986	
今 回 計	5,250,000			今 回 計	6,713,884	
前 回 計	0			前 回 計	0	
総 計	5,250,000			総 計	6,713,884	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			269,850円		
	ビラの作成			476,000円		
	ポスターの作成			1,192,600円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			164,742円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			207,968円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			198,625円		
計			2,509,785円			
報告書受理年月日		令和3年11月9日		第 1 回 報 告 分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第三区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

27,055,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山田博司	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期 間	令和3年8月30日から 令和3年11月10日まで	第1回分	
出納責任者氏名	江頭真美						
収入	円			支出	円		
主たる寄附	0			人件費	1,460,000		
その他の寄附	0			家屋費			
その他の収入	7,000,000			選挙事務所費	1,060,700		
				集合会場費等	121,990		
				通信費	946,054		
				交通費	577,722		
				印刷費	1,917,885		
				広告費	1,040,187		
				文具費	9,708		
				食糧費	332,715		
				休泊費	409,505		
				雑費	711,624		
今回計	7,000,000			今回計	8,588,090		
前回計	0			前回計	0		
総計	7,000,000			総計	8,588,090		
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額			
	選挙運動用通常葉書の作成			209,055円			
	ビラの作成			476,000円			
	ポスターの作成			1,230,090円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			494,226円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			55,000円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			148,170円			
	計			2,612,541円			
報告書受理年月日		令和3年11月15日			第 1 回 報 告 分		

候補者氏名	谷川 彌一	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年10月13日から 令和3年11月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	瀬戸 光則					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	30,000	
自由民主党長崎県第3選挙区支部		10,000,000		家屋費		
その他の寄附		0		選挙事務所費	64,250	
その他の収入		0		集会会場費等	0	
				通信費	23,267	
				交通費	514,147	
				印刷費	20,000	
				広告費	852,201	
				文具費	43,355	
				食糧費	258,209	
				休泊費	148,800	
				雑費	241,239	
今回計	10,000,000			今回計	2,195,468	
前回計	0			前回計	0	
総計	10,000,000			総計	2,195,468	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日			令和3年11月15日	第1回報告分		

候補者氏名	谷川 彌一	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年11月13日から 令和3年12月23日まで	第2回分
出納責任者氏名	瀬戸 光則					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	2,251,023	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	0			選挙事務所費	4,461,783	
				集会会場費等	0	
				通信費	73,920	
				交通費	0	
				印刷費	1,993,850	
				広告費	256,300	
				文具費	14,930	
				食糧費	11,784	
				休泊費	0	
				雑費	2,970	
今回計	0			今回計	9,066,560	
前回計	10,000,000			前回計	2,195,468	
総計	10,000,000			総計	11,262,028	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			269,850円		
	ビラの作成			476,000円		
	ポスターの作成			1,226,160円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			1,972,010円		
報告書受理年月日			令和3年12月23日	第2回報告分		

候補者氏名	谷川 彌一	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和4年2月8日から 令和4年2月8日まで	第3回分
出納責任者氏名	瀬戸 光則					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	0	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	0			選挙事務所費	8,613	
				集合会場費等	0	
				通信費	19,583	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	0	
今回計	0			今回計	28,196	
前回計	10,000,000			前回計	11,262,028	
総計	10,000,000			総計	11,290,224	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日			令和4年2月14日			第3回報告分

候補者氏名	山田 勝彦	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和3年10月14日から 令和3年11月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	山田 圭					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	500,600	
立憲民主党		5,000,000		家屋費		
松本 千年	会社代表	100,000		選挙事務所費	15,400	
田中 実	会社代表	50,000		集合会場費等	0	
牧山 重光	会社役員	50,000		通信費	125,813	
大宅 努	無職	30,000		交通費	168,440	
内藤 兼人	会社代表	30,000		印刷費	77,755	
宮本 貞寿	会社代表	20,000		広告費	274,303	
その他の寄附		16,000		文具費	8,080	
その他の収入		0		食糧費	60,148	
				休泊費	149,750	
				雑費	126,746	
今回計	5,296,000		今回計	1,507,035		
前回計	0		前回計	0		
総計	5,296,000		総計	1,507,035		
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日			令和3年11月15日			第1回報告分

候補者氏名	山田勝彦	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和3年8月31日から 令和3年12月28日まで	第2回分
出納責任者氏名	山田 圭					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	135,250	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	710,000			選挙事務所費	181,265	
				集合会場費等	0	
				通信費	6,525	
				交通費	93,218	
				印刷費	2,102,831	
				広告費	187,550	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	19,140	
				雑費	57,294	
今回計	710,000			今回計	2,783,073	
前回計	5,296,000			前回計	1,507,035	
総計	6,006,000			総計	4,290,108	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			269,850円		
	ビラの作成			476,000円		
	ポスターの作成			829,450円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			256,129円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			207,968円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			2,039,397円		

報告書受理年月日

令和4年1月13日

第2回報告分

候補者氏名	石本啓之	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期 間	令和3年8月19日から 令和3年10月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	石本五鈴					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	50,000	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	626,538			選挙事務所費	0	
				集合会場費等	0	
				通信費	0	
				交通費	162,240	
				印刷費	200,530	
				広告費	168,865	
				文具費	7,903	
				食糧費	0	
				休泊費	4,000	
				雑費	33,000	
今回計	626,538			今回計	626,538	
前回計	0			前回計	0	
総計	626,538			総計	626,538	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		

報告書受理年月日

令和3年11月11日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第四区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,856,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	末次精一	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和3年10月1日から 令和3年11月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	末次精一					
収入			円	支出		円
主たる寄附 (氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	人件費		3,241,060
立憲民主党			5,000,000	家屋費		
その他の寄附			0	選挙事務所費		0
その他の収入			234,097	集会会場費等		61,390
				通信費		93,477
				交通費		513,385
				印刷費		1,936,700
				広告費		1,495,197
				文具費		31,631
				食糧費		59,062
				休泊費		0
				雑費		191,865
今回計			5,234,097	今回計		7,623,767
前回計			0	前回計		0
総計			5,234,097	総計		7,623,767
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			269,850円		
	ビラの作成			476,000円		
	ポスターの作成			1,190,850円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			207,968円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			164,742円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			79,450円		
計			2,388,860円			
報告書受理年月日		令和3年11月15日			第 1 回 報 告 分	

候補者氏名	北 村 誠 吾	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年10月19日から 令和3年11月11日まで	第1回分
出納責任者氏名	但 馬 隆					
収 入		円		支 出		円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費		2,172,000
自由民主党長崎県第四選挙区支部		5,000,000		家 屋 費		453,315
その他の寄附		0		選挙事務所費		9,080
その他の収入		2,000,000		集合会場費等		2,440
				通 信 費		342,442
				交 通 費		2,330,950
				印 刷 費		1,269,799
				広 告 費		30,634
				文 具 費		117,268
				食 糧 費		0
				休 泊 費		34,057
				雑 費		
今 回 計		7,000,000		今 回 計		6,761,985
前 回 計		0		前 回 計		0
総 計		7,000,000		総 計		6,761,985
支出のうち公 費負担相当額	項 目		金 額			
	選挙運動用通常葉書の作成					269,850円
	ビラの作成					476,000円
	ポスターの作成					1,167,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成					148,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成					157,300円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成					198,000円
	計					2,417,150円
報告書受理年月日			令和3年11月15日	第 1 回 報 告 分		

候補者氏名	北 村 誠 吾	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	令和3年11月25日から 令和3年11月26日まで	第2回分
出納責任者氏名	但 馬 隆					
収 入		円		支 出		円
主たる寄附		0		人 件 費		370,000
その他の寄附		0		家 屋 費		120,000
その他の収入		0		選挙事務所費		0
				集合会場費等		0
				通 信 費		0
				交 通 費		180,000
				印 刷 費		0
				広 告 費		0
				文 具 費		180,000
				食 糧 費		0
				休 泊 費		0
				雑 費		0
今 回 計		0		今 回 計		850,000
前 回 計		7,000,000		前 回 計		6,761,985
総 計		7,000,000		総 計		7,611,985
支出のうち公 費負担相当額	項 目		金 額			
	選挙運動用通常葉書の作成					0円
	ビラの作成					0円
	ポスターの作成					0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成					0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成					0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成					0円
	計					0円
報告書受理年月日			令和3年11月29日	第 2 回 報 告 分		

候補者氏名	萩原 活	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期 間	令和3年10月19日から 令和3年11月6日まで	第1回分
出納責任者氏名	萩原 厚子					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	664,000	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	800,000			選挙事務所費	0	
				集合会場費等	0	
				通信費	8,479	
				交通費	0	
				印刷費	1,062,500	
				広告費	0	
				文具費	2,539	
				食糧費	52,323	
				休泊費	0	
				雑費	5,293	
今回計	800,000			今回計	1,795,134	
前回計	0			前回計	0	
総計	800,000			総計	1,795,134	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			476,000円		
	ポスターの作成			586,500円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			1,062,500円		
報告書受理年月日		令和3年11月12日		第1回報告分		

候補者氏名	田中 隆治	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期 間	令和3年11月1日から 令和3年11月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	田中 隆治					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	0	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	589,050			選挙事務所費	0	
				集合会場費等	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	589,050	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	0	
今回計	589,050			今回計	589,050	
前回計	0			前回計	0	
総計	589,050			総計	589,050	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日		令和3年11月1日		第1回報告分		

長崎県選挙管理委員会告示第22号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙（五島市選挙区）における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年12月5日執行 長崎県議会議員補欠選挙（五島市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,478,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	清川久義	所属党派	自由民主党	期 間	令和3年11月1日から 令和3年12月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	清川千賀子					
収入		円		支出		円
主たる寄附	0			人件費	450,000	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	594,567			選挙事務所費	0	
				集会会場費等	3,780	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	1,074,960	
				広告費	71,222	
				文具費	58,205	
				食糧費	8,078	
				休泊費	0	
				雑費	3,282	
今回計	594,567			今回計	1,669,527	
前回計	0			前回計	0	
総計	594,567			総計	1,669,527	
支出のうち公 費負担相当額	項 目		金 額			
	ビラの作成		120,160円			
	ポスターの作成		954,800円			
	計		1,074,960円			
報告書受理年月日		令和3年12月13日		第1回報告分		

候補者氏名	山田博司	所属党派	無所属	期 間	令和3年10月27日から 令和3年12月18日まで	第1回分
出納責任者氏名	山田洋子					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	646,400	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	2,500,000			選挙事務所費	44,353	
				集合会場費等	8,600	
				通信費	0	
				交通費	207,850	
				印刷費	1,222,480	
				広告費	129,207	
				文具費	2,628	
				食糧費	258,103	
				休泊費	404,800	
				雑費	263,173	
今回計	2,500,000			今回計	3,187,594	
前回計	0			前回計	0	
総計	2,500,000			総計	3,187,594	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ビラの作成			90,120円		
	ポスターの作成			1,009,360円		
	計			1,099,480円		

報告書受理年月日 令和3年12月20日 第1回報告分

候補者氏名	山田博司	所属党派	無所属	期 間	令和3年12月7日から 令和4年1月17日まで	第2回分
出納責任者氏名	山田洋子					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	0	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	0			選挙事務所費	0	
				集合会場費等	0	
				通信費	19,619	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	12,854	
今回計	0			今回計	32,473	
前回計	2,500,000			前回計	3,187,594	
総計	2,500,000			総計	3,220,067	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	計			0円		

報告書受理年月日 令和4年1月21日 第2回報告分

長崎県選挙管理委員会告示第23号

令和4年2月20日執行の長崎県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年2月20日執行 長崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

31,996,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中村法道	所属党派	無所属	期 間	令和4年1月29日から 令和4年2月28日まで	第1回分
出納責任者氏名	清水哲男					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	3,637,500	
こぎ出せ・長崎の会		13,321,300		家屋費	1,523,902	
その他の寄附		0		選挙事務所費	280,750	
その他の収入		3		集会会場費等	259,760	
				通信費	644,870	
				交通費	2,444,002	
				印刷費	3,896,890	
				広告費	0	
				文具費	529,151	
				食糧費	961,520	
				休泊費	963,394	
				雑費		
今回計	13,321,303			今回計	15,141,739	
前回計	0			前回計	0	
総計	13,321,303			総計	15,141,739	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ビラの作成			845,350円		
	ポスターの作成			1,417,152円		
計			2,262,502円			
報告書受理年月日		令和4年3月4日		第1回報告分		

候補者氏名	中 村 法 道	所属党派	無所属	期 間	令和4年3月29日から 令和4年3月30日まで	第2回分
出納責任者氏名	清 水 哲 男					
収 入	円			支 出	円	
主たる寄附	0			人 件 費	0	
その他の寄附	0			家 屋 費		
その他の収入	0			選挙事務所費	0	
				集合会場費等	0	
				通 信 費	107,712	
				交 通 費	0	
				印 刷 費	0	
				広 告 費	0	
				文 具 費	0	
				食 糧 費	0	
				休 泊 費	0	
				雑 費	170,847	
今 回 計	0			今 回 計	278,559	
前 回 計	13,321,303			前 回 計	15,141,739	
総 計	13,321,303			総 計	15,420,298	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	計			0円		

報告書受理年月日	令和4年3月30日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	大 石 賢 吾	所属党派	無所属	期 間	令和4年1月5日から 令和4年3月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	太 田 伸 二					
収 入	円			支 出	円	
主たる寄附	0			人 件 費	2,055,000	
その他の寄附	0			家 屋 費		
その他の収入	20,000,000			選挙事務所費	2,607,247	
				集合会場費等	4,190	
				通 信 費	4,070,654	
				交 通 費	544,964	
				印 刷 費	2,657,780	
				広 告 費	5,259,829	
				文 具 費	92,568	
				食 糧 費	318,793	
				休 泊 費	325,890	
				雑 費	180,449	
今 回 計	20,000,000			今 回 計	18,117,364	
前 回 計	0			前 回 計	0	
総 計	20,000,000			総 計	18,117,364	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ビラの作成			852,600円		
	ポスターの作成			1,320,000円		
	計			2,172,600円		

報告書受理年月日	令和4年3月7日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	大石賢吾	所属党派	無所属	期 間	令和4年3月7日から 令和4年3月30日まで	第2回分
出納責任者氏名	太田伸二					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	0	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	0			選挙事務所費	0	
				集合会場費等	0	
				通信費	92,405	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	60,887	
今回計	0			今回計	153,292	
前回計	20,000,000			前回計	18,117,364	
総計	20,000,000			総計	18,270,656	
支出のうち公費負担相当額	項 目			金 額		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	計			0円		

報告書受理年月日 令和4年3月31日 第2回報告分

候補者氏名	宮澤由彦	所属党派	無所属	期 間	令和4年1月28日から 令和4年3月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	松坂昌應					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	664,116	
楽しみな長崎をつくる会		3,372,201		家屋費		
その他の寄附	0			選挙事務所費	150,000	
その他の収入	0			集合会場費等	0	
				通信費	108,585	
				交通費	67,300	
				印刷費	573,140	
				広告費	1,231,142	
				文具費	50,000	
				食糧費	194,974	
				休泊費	283,470	
				雑費	49,474	
今回計	3,372,201			今回計	3,372,201	
前回計	0			前回計	0	
総計	3,372,201			総計	3,372,201	
支出のうち公費負担相当額	項 目			金 額		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	計			0円		

報告書受理年月日 令和4年3月2日 第1回報告分

候補者氏名	宮澤 由彦	所属党派	無所属	期 間	令和4年4月6日から 令和4年4月6日まで	第2回分
出納責任者氏名	松坂 昌應					
収 入	円			支 出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	0	
楽しみな長崎をつくる会		1,000,440		家屋費		
その他の寄附		0		選挙事務所費	0	
その他の収入		0		集会会場費等	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	1,000,440	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	0	
今回計		1,000,440		今回計	1,000,440	
前回計		3,372,201		前回計	3,372,201	
総計		4,372,641		総計	4,372,641	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日	令和4年4月18日			第2回報告分		

長崎県選挙管理委員会告示第24号

第26回参議院長崎県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数を、次のとおり定めた。

令和4年5月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

1 テレビジョン放送

一般放送事業者名	回 数
長崎放送株式会社	1
株式会社テレビ長崎	1
長崎文化放送株式会社	1

2 ラジオ放送

一般放送事業者名	回 数
長崎放送株式会社	1

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト